

人事院公示第23号

人事院は、人事院規則8—18（採用試験）別表第3国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号ロ、同表航空保安大学校学生採用試験の項ロ及び同表海上保安学校学生採用試験の項ロの規定に基づき、平成23年人事院公示第18号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和8年6月10日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1・2 （略）	1・2 （略）
3 高卒程度の者に行う採用試験関係	3 高卒程度の者に行う採用試験関係
一 規則別表第3国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、次に掲げる者とする。	一 規則別表第3国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、次に掲げる者とする。
イ～ニ （略）	イ～ニ （略）
ホ 昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の4月1日において、当該資格を取得	ホ 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の4月1日において、当該資格を取得

した日の翌日から起算して2年を経過していないもの

へ 昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していないもの及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

ト (略)

二～五 (略)

六 規則別表第3航空保安大学校学生採用試験の項口に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

イ～ト (略)

チ 昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の4月1日において、当該資格を取得

した日の翌日から起算して2年を経過していないもの

へ 昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していないもの及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

ト (略)

二～五 (略)

六 規則別表第3航空保安大学校学生採用試験の項口に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

イ～ト (略)

チ 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の4月1日において、当該資格を取得

した日の翌日から起算して3年を経過していないもののうち、試験年度の4月1日における年齢が17歳以上のもの  
リ 昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して3年を経過していないもの又は試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の4月1日における年齢が17歳以上のもの

ヌ (略)

七・八 (略)

九 海上保安学校学生採用試験が同一年度に2回行われる場合における初回の当該採用試験について、規則別表第3海上保安学校学生採用試験の項口に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」

した日の翌日から起算して3年を経過していないもののうち、試験年度の4月1日における年齢が17歳以上のもの  
リ 昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して3年を経過していないもの又は試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の4月1日における年齢が17歳以上のもの

ヌ (略)

七・八 (略)

九 海上保安学校学生採用試験が同一年度に2回行われる場合における初回の当該採用試験について、規則別表第3海上保安学校学生採用試験の項口に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」

は、前号の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

イ～ト (略)

チ 昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の4月1日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して13年を経過していないもののうち、試験年度の10月1日における年齢が18歳以上のもの

リ 昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して13年を経過していないもの又は試験年度の9月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の10月1日における年齢が18歳以上のもの

は、前号の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

イ～ト (略)

チ 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の4月1日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して13年を経過していないもののうち、試験年度の10月1日における年齢が18歳以上のもの

リ 昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して13年を経過していないもの又は試験年度の9月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の10月1日における年齢が18歳以上のもの

ヌ (略)	ヌ (略)
4・5 (略)	4・5 (略)

2 この決定による改正は、令和8年6月10日から効力を発生する。